

社会福祉法人グロー前理事長の北岡賢剛氏および社会福祉法人グローに対する
令和6年10月24日の判決に関する糸賀一雄記念財団の考えについて

- ・ 令和6年10月24日、東京地裁は、社会福祉法人グロー前理事長の北岡賢剛氏による性暴力・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの加害行為を認め、北岡氏ならびに社会福祉法人グローに賠償を命じる判決を言い渡しました。
- ・ 当財団は、あらゆる人の尊厳の輝きを認め合い、ともに生きる社会をつくろうという糸賀一雄氏の思想と実践を深く受け止め、誰もが安心して生活することができる福祉社会を実現しようとの目的のもと、設立され、糸賀氏の心を受け継ぎ、更に発展させるために、各種の事業を行っております。
- ・ 本判決に至る訴訟が提訴される際までの間において当法人の理事であった北岡氏による本判決で認定された行為については、当財団として、誠に遺憾であり、被害を受けた方々の思いを真摯に受け止め、反省と謝罪をしていただきたいと思います。
- ・ 社会福祉法人グローは、糸賀氏の思想を原点とした事業活動を実施する任務を担っていると認識しているので、その活動の社会的使命を再認識し、法人の理念・使命を自覚した高い倫理観を持って再発防止に取り組み、法人運営の健全化を図っていただきたいと思います。
- ・ 当財団としても、今一度、財団の理念や使命を噛みしめて、その責任を果たしてまいりたいと思います。

令和6年11月29日

公益財団法人糸賀一雄記念財団

理事長 辻 哲夫